

がれき利権と除染利権と帰還推進セットになっている

明治学院大学教授 熊本一規

「処理の大原則」に反した「がれきの広域処理」が進められるのは「がれき利権」のためであり、避難よりも除染が優先されるのは「除染利権」のためである。

そして、除染利権のために、福島原発周辺に放射能がれきを集中させることができず、「がれきの広域処理」が進められる。つまり、「がれき利権」と「除染利権」はセットであり、「除染利権」が「がれき利権」を生んでいる。

さらに、「除染利権」を支えているのが「帰還推進」である。住民が帰還しないと除染の必要性はなくなり、除染利権も消滅する。そのため、放射線管理区域の設置基準の約四倍もの放射能汚染地域へ帰還させようとするのである。

つまり、「がれき利権」と「除染利権」と「帰還推進」はセットであり、「帰還推進」が「がれき利権」と「除染利権」を支えている。

チェルノブイリでは、事故から四半世紀以上たった現在も、強制立ち退きとなった原発の周囲 30 km 以内の約 11 万人の住民が帰還できる見通しは立っていない。爆発した 4 号機をおおっている石棺に近づくと、毎時 5.24 マイクロシーベルト（年間約 46 ミリシーベルト）を記録したという。

他方、2012 年 4 月 22 日に日本政府が発表した福島の空間放射線量の将来予測では、10 年後にも現在のチェルノブイリの石棺そばよりも濃度の高い年間 50 ミリシーベルト以上の地域が双葉・大熊・浪江の各町に残るとされている。にもかかわらず、「帰還推進」をめざすとは、とうてい納得できない方針である。

「除染よりも避難を」という考えは、福島第一原発の立地する双葉町の井戸川町長もまったく同じである。井戸川町長は、自分のみならず、「多くの町民がそのように考えています」と述べ、さらに、どこかに集団で避難して「新しい双葉町をつくりたい」と希望している。

ところが、国は、双葉町長や町民の切実な要望に耳を貸さないばかりか、高濃度に放射能で汚染された廃棄物の中間貯蔵施設を双葉町・大熊町・楡葉町の 3 町に分散設置しようとしているのである。

「帰還推進」が「がれき利権」と「除染利権」を支えている。

ということは、「帰還より避難」の実現が利権構造を突き崩せることになる。

「帰還より避難」及び「避難と隔離」を柱とした対策を実現できるか否かが、震災復興のありよう、ひいては、この国の未来の姿を決める鍵である。